# 女性に対する暴力に関する専門調査会 発表資料 (文部科学省の取組について)

## 1. 指導的立場にある者等による性犯罪等の発生を防止するための取組

○ 文部科学省では、指導的立場にある者による性犯罪の発生の防止を含む男女共同参画基本計画(第3次)の文部科学省関連部分について、各都道府県教育委員会、各国公私立大学等に対して通知を発出するとともに、学校関係者等を対象とした会議において周知を行っている。

#### <補足>

- ・ 平成 23 年 2 月 25 日付で、「第 3 次男女共同参画基本計画について(通知)」を、各都道府県・ 指定都市教育委員会や各都道府県知事、国公私立大学長等に発出
- ・ 平成 23 年度に開催された、「都道府県・指定都市生徒指導担当指導主事連絡会議」や「私立 学校主幹部課長会議」等の会議において周知

#### 【男女共同参画基本計画(第3次)関連項目 抜粋】

第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- 3 性犯罪への対策の推進
  - ア 性犯罪への厳正な対処等
    - ・ 教育・研究・医療・社会福祉施設・スポーツ分野における指導的立場の者等に よる性犯罪等の発生を防止するための効果的な施策やこれらの者等に対する啓 発を強化する。
- 教育委員会に対し、「児童生徒に対するわいせつ行為等については、教育職員として絶対に許されないことであることから、原則として懲戒免職とするなど、引き続き、非違行為があった場合には厳正な対応をすること」や「非違行為の防止について教育職員への十分な注意喚起を図ること」等の指導を行っているほか、都道府県私立学校担当部局に対しても、各種会議において注意喚起・啓発等を行い、防止のための取組を促している。

## <補足>

・ 平成 23 年 12 月 22 日付「平成 22 年度 教育職員に係る懲戒処分等の状況、服務規律の確保 及び教育職員のメンタルヘルスの保持等について」を、各都道府県・指定都市教育委員会や 教職員人事主管課長に発出

## 【平成22年度 参考データ】

- 公立の小学校、中学校、高等学校等における懲戒処分等に関する調査
  - ・ わいせつ行為等を行った当事者として懲戒処分を受けた教育職員の数: 152 人 (訓告等及び諭旨免職まで含めた懲戒処分数は 175 人)
- 国立大学法人等に対し、人事院規則の送付や「国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止週間」に関する資料の送付等必要な情報の提供を行っているほか、公私立大学等に対しても引き続き防止のための取組を促している。

# 2. 被害を受けた児童生徒への支援等について

○ 学級担任や養護教諭などの学校関係者がメンタルヘルスについて正しい知識をもって児童生徒等に適切な対応ができるよう、教職員向けの指導参考資料の作成や子どもの心のケアシンポジウムを開催している。

#### <補足>

・ 平成 23 年 8 月に、「教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引」を教育委員会を 通じて、各学校に配布

#### 【教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引(平成23年8月)】



- 第1章 学校における健康相談と保健指導の基本的な理解
- 第2章 発達段階別心身の健康問題の特徴と理解
- 第3章 学校における健康相談の進め方と支援体制づくり
- 第4章 個別の保健指導の進め方
- 第5章 健康相談及び保健指導事例
- 資料編 児童生徒の主な心身の健康問題の解説

○ また、被害者を含めて児童生徒等に対して適切に対応できるよう、スクールカウンセラー等の配置を推進するなど、学校における教育相談体制の充実を支援している。